

報道各位

新潟市教育委員会事務局  
中央図書館

## 三条市と図書館相互利用協定を締結

— 新潟市と三条市の市民が、相互に図書館の資料を借りられるようになります —

新潟市と三条市は、それぞれの図書館が所蔵する資料を相互に借りられるよう、協定を締結しました。

これは平成29年3月に締結された「新潟広域都市圏の形成に係る協約」に基づき、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指して取り組む連携事業です。協定を締結した市町村間で、住民が利用しやすい図書館を選択できるようになります。

つきましては、市民への周知のため、広報活動にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 相互利用開始日 令和5年8月1日(火)

2 相互利用先

三条市立図書館 〒955-0072 新潟県三条市元町11番6号

電話:0256-32-0657

3 図書館の相互利用について (詳細は別紙のとおり)

- 本を借りるためには、それぞれの図書館での利用登録が必要です。
- 新潟市にお住まいの方は、すでに相互利用を行っている新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市・胎内市・聖籠町・弥彦村・田上町・阿賀町の図書館や図書室に加え、新たに三条市でも資料を借りることができます。
- 三条市にお住まいの方は、新たに新潟市の図書館で資料を借りることができます。



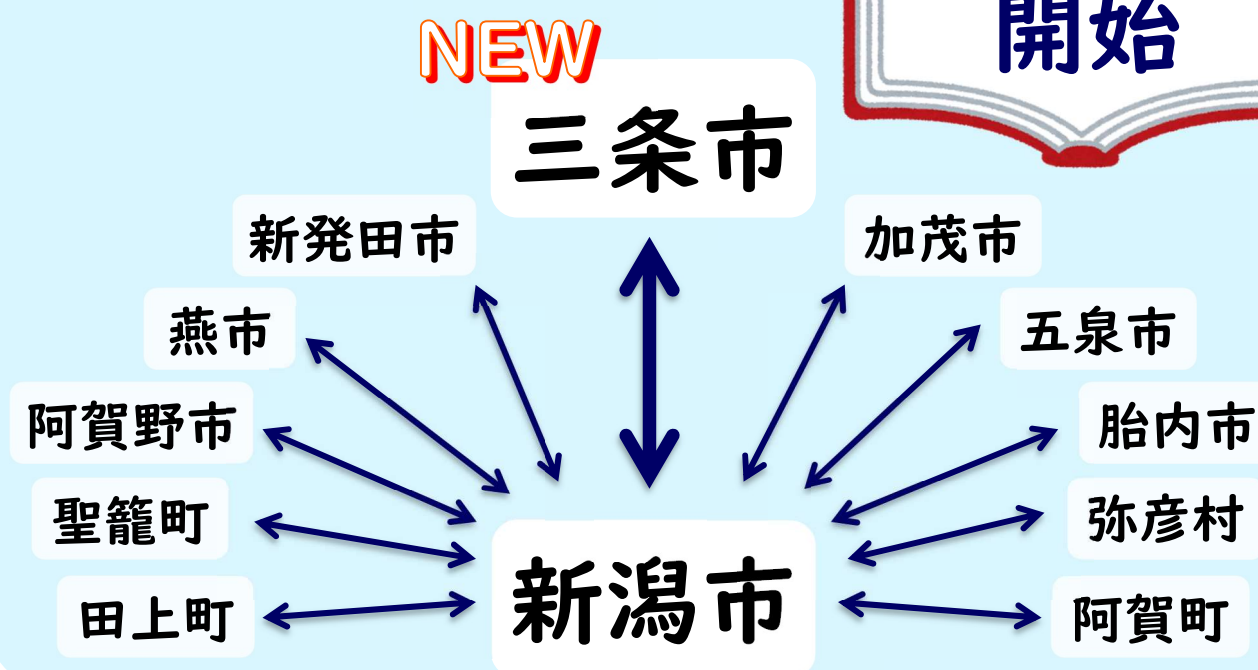
お問い合わせ：新潟市教育委員会事務局 中央図書館  
〒950-0084 新潟市中央区明石2-1-10  
電話：025-246-7700 (担当：高橋・青野)



# 図書館の相互利用が 広がります！

8月1日(火)

開始



## ◆ 新潟市にお住まいの方

上記の市町村の図書館で資料を借りられます。ご利用の図書館それぞれの貸出カードが必要です。

## ◆ 上記の市町村にお住まいの方

新潟市立図書館で資料を借りられます。新潟市立図書館の貸出カードが必要です。

- 借りられる資料は、それぞれの図書館が所蔵しているものに限り、借りた資料は、借りた市町村の図書館にお返してください。
- 所蔵していない資料の購入希望（リクエスト）や、市外図書館からの借受け（相互貸借）はできません。
- 新潟市に通勤・通学されている方はこの限りではありません。

その他、貸出冊数や期間など、詳しくは利用する図書館にお問い合わせください。